

<DBJ証券株式会社 約款集（法人のお客様用） 新旧対照表>

2022年4月15日より約款集を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

その他誤記等の修正を行っておりますが本表では省略いたします。

総合取引約款	
改定後（新）	改定前（旧）
<p>第13条 取引残高報告書</p> <p>1 当社は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様にお届け致します。<u>ただし、直近に取引残高報告書を作成した日から1年間お取引がないお客様については、残高がある場合には取引残高報告書をお届けし、その頻度は1年に1回と致します。</u></p>	<p>第13条 取引残高報告書</p> <p>1 当社は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様にお届けいたします。<u>お取引がない場合は、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様にお届けいたします。</u></p>
<p>第13条の2 特定投資家の例外</p> <p>当社は、第12条及び前条の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（<u>削除</u>）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前条に定める残高照合のためのご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>第13条の2 特定投資家の例外</p> <p>当社は、第12条及び前条の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（<u>同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。</u>）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前条に定める残高照合のためのご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>
<p>第26条 取引の停止・制限</p> <p>1 当社は次の場合に、お客様に通知することなく、入出金を含むお客様の取引又はサービスの提供の全部又は一部を停止又は制限することがあります。</p> <p>① 相当な期間、<u>お取引がない場合</u></p> <p>② <u>次条③、⑤、⑦から⑩、又は⑭に定める事由又はこれに準じる事由があると当社が相当な事由をもって判断した場合</u></p>	<p>第26条 取引の停止・制限</p> <p>当社は次の場合に、お客様に通知することなく、入出金を含むお客様の取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。</p> <p>① 相当な期間、<u>取引がない場合</u></p> <p>② <u>第27条④、⑥、⑧から⑫、または⑮に定める事由またはこれに準じる事由があると当社が相当な事由をもって判断した場合</u></p>
<p>第27条 取扱いの解約</p> <p>この約款に基づく取扱いは、次の場合に解約されます。</p> <p>①（現行通り）</p> <p>②（現行通り）</p> <p>③（現行通り）</p> <p>④（現行通り）</p> <p>⑤（現行通り）</p> <p>⑥（現行通り）</p> <p>⑦（現行通り）</p> <p>⑧（現行通り）</p> <p>⑨（現行通り）</p> <p>⑩（現行通り）</p> <p>⑪（現行通り）</p> <p>⑫（現行通り）</p> <p>⑬（現行通り）</p> <p>⑭（現行通り）</p>	<p>第27条 取扱いの解約</p> <p>この約款にもとづく取扱いは、次の場合に解約されます。</p> <p>① お客様より解約のお申し出があった場合</p> <p>② お客様が本約款またはその他の関係約款等に定める事項に違反した場合</p> <p>③ 第23条第2項に基づき当社がお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が、当社が必要と認める情報提供を行わない場合</p> <p>④ お客様から所定の期日までに必要な代金または料金等が支払われない場合</p> <p>⑤ お客様が届出事項等について虚偽の届出を行った場合</p> <p>⑥ お客様が日本国内の居住者でなくなった場合</p> <p>⑦ お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、暴力を用いたまたは業務を妨害した場合</p> <p>⑧ お客様が風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損した場合</p> <p>⑨ お客様の取引注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず是正されない場合</p> <p>⑩ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑪ お客様が、第22条および第23条に違反若しくは虚偽の表明を行った場合に、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合</p> <p>⑫ 合理的な理由に基づき、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑬ 当社が本約款に定める契約に関する業務を営むことができなくなった場合</p> <p>⑭ 当社が法令で定める取引時確認を行うにあたってお客様について</p>

<p>⑮ 次条に基づきお客様の口座が廃止された場合</p>	<p>確認した事項および提出頂いた資料に関し偽りがあることが明らかになった場合 (追加)</p>
<p>第 27 条の 2 不稼働口座の取扱い 当社は、お客様の口座で相当な期間お取引がない場合には、お客様に通知することなく、口座を廃止させていただくことがあります。</p>	<p>(追加)</p>
<p style="text-align: center;">保護預り約款</p>	
<p style="text-align: center;">改定後（新）</p>	<p style="text-align: center;">改定前（旧）</p>
<p>第 2 条（保護預り証券） 1 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。また、証券の保護預りに関しては、この約款が総合取引約款に優先して適用されるものとします。ただし、この約款に優先する約款等を定めた場合には当該約款等がこの約款に優先して適用されるものとします。</p>	<p>第 2 条(保護預り) 1 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りするものとし、証券の保護預りに関してはこの約款が総合取引約款に優先して適用されるものとし、この約款に優先する約款等を定めた場合には当該約款等がこの規定に優先して適用されるものとし、またこの約款に従ってお預りする証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p>
<p>第 3 条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ①（現行通り） ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。 ③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。 ④（現行通り）</p>	<p>第 3 条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ①（省略） ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。 ③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。 ④（省略）</p>
<p>第 4 条（混合保管等に関する同意事項） 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第 4 条（混蔵保管等に関する同意事項） 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第 5 条（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い） 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>第 5 条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い） 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>
<p>第 6 条（法人番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号（番号法第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。以下この約款において同じです。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>第 6 条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号（番号法第 2 条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
<p>第 9 条（お客様への連絡事項） 1 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。 ①（現行通り） ② 混合保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還額 ③（現行通り） ④（現行通り） 2 残高照合のためのご報告は、直近の 1 年以内に有価証券の売買その他の取引のあるお客様には 1 年に 1 回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には 2 回）以上、直近の 1 年以内にこれら取引はないものの残高をお持ちのお客様には随時行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の内部管理責任者又は内部管理担当部署に直接ご連絡ください。 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第</p>	<p>第 9 条（お客様への連絡事項） 1 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。 ①（省略） ② 混蔵保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還額 ③（省略） ④（省略） 2 残高照合のためのご報告は、1 年に 1 回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には 2 回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の内部管理責任者または内部管理担当部署に直接ご連絡ください。 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第</p>

<p>2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（<u>削除</u>）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>
<p>第11条（償還金等の代理受領） 保護預り証券の償還金（<u>混合</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払があるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払します。</p>	<p>第11条（償還金等の代理受領） 保護預り証券の償還金（<u>混蔵</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>
<p>第16条（解 約） 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>①（現行通り）</p> <p>② <u>保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）</u></p> <p>③ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合（総合取引約款を解約する場合を含みます。）</p>	<p>第16条（解 約） 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>①（省略） <u>（追加）</u></p> <p>② お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>③ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>④ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合（総合取引約款を解約する場合を含む。）</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>第21条（特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① <u>社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請</u></p> <p>② <u>その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）</u></p> <p>③ <u>移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</u></p> <p>④ <u>振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p>⑤ <u>社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</u></p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>第22条（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① <u>社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申</u></p>

	<p>請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと</p> <p>② 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること</p> <p>③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと</p> <p>④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</p> <p>⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</p>
--	--

短期社債等及び一般債振替決済口座管理約款

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第2条（短期社債等及び一般債の範囲）</p> <p>1 短期社債等及び一般債の範囲は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>2 前項に定める範囲にある短期社債等及び一般債であっても、場合によっては保護預り等を行わず、本約款の対象外とすることがあります。</p>	<p>第2条（短期社債等及び一般債の範囲）</p> <p>1 短期社債等及び一般債の範囲については、振替法及び株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとし、具体的には、短期社債等については以下の①及び②、一般債については以下の③に定めるものとします。</p> <p>① 振替法に規定する短期社債</p> <p>② 社債、株式等の振替に関する命令に規定する短期外債</p> <p>③ 社債等に関する業務規程に規定する一般債</p> <p>2 第1項に定める範囲にある短期社債等及び一般債であっても、場合によっては保護預り等を行わず、本約款の対象外とすることがあります。</p>
<p>第3条（振替決済口座）</p> <p>1 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である短期社債等及び一般債の記載又は記録する内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の短期社債等及び一般債の記載又は記録する内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。</p>	<p>第3条（振替決済口座）</p> <p>1 短期社債等及び一般債等に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、社振法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である短期社債等及び一般債の記載又は記録する内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の短期社債等の記載又は記録する内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。</p>
<p>第4条（振替決済口座の開設）</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところのほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。</p> <p>4 お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>	<p>第4条（振替決済口座の開設）</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところのほか、社振法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。</p> <p>4 お客様には、社債等に関する業務規程、同施行規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき同意していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>
<p>第4条の2（法人番号の届出）</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下この約款において同じです。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>（追加）</p>
<p>第8条（担保の設定）</p> <p>お客様の短期社債等及び一般債について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続による振替処理により行います。</p>	<p>第8条（質権の設定）</p> <p>お客様の短期社債等及び一般債について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続による振替処理により行います。</p>
<p>第9条（抹消申請の委任）</p> <p>振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等の償還日が到来し</p>	<p>第9条（みなし抹消申請）</p> <p>振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等及び一般債の償還</p>

<p>た場合及び一般債の償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該短期社債等及び一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続を委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続させていただきます。</p>	<p>日が到来した場合には、当該短期社債等及び一般債について、お客様から当社に対し社振法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>
<p>第 10 条 (元利金の代理受領等)</p> <p>1 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等及び一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金の支払があるときは、発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）から、株式会社三菱 UFJ 銀行が当社に代わってこれを受け取り、当社が株式会社三菱 UFJ 銀行からお客様に代わってこれを受領し、お客様が「取引口座開設申込書（法人用）」の「金銭の振込指定先」欄において指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。</p> <p>2 前項に規定する「指定口座」について、「取引口座開設申込書（法人用）」の「金銭の振込指定先」欄に記載したもの以外の預金口座への入金をお客様が希望される場合には、当社所定の方式に従ってください。</p>	<p>第 10 条 (元利金の代理受領等)</p> <p>1 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等及び一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（金銭に代えて金銭以外の財産を含みます。また、繰上償還金及び定時償還金を含むものとします。以下同じ。）及び利金の支払があるときは、発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）から、株式会社三菱 UFJ 銀行が当社に代わってこれを受け取り、当社が株式会社三菱 UFJ 銀行からお客様に代わってこれを受領し、お客様が「取引口座開設申込書（法人用）」の「金銭の振込指定先」欄において指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。</p> <p>2 第 1 項に規定する「指定口座」について、「取引口座開設申込書（法人用）」の「金銭の振込指定先」欄に記載したもの以外の預金口座への入金をお客様が希望される場合には、当社所定の方式に従ってください。</p>
<p>第 11 条 (お客様への連絡事項)</p> <p>1 当社は、短期社債等及び一般債について、<u>最終償還期限及び残高照合</u>のための報告をご通知します。</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、短期社債等及び一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>3 当社が届出のあった名称、住所に宛てて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（<u>金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（削除）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）</u>をいいます。）である場合であって、<u>当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じです。）</u>に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>第 11 条 (お客様への連絡事項)</p> <p>1 当社は、短期社債等及び一般債について、<u>残高照合</u>のための報告をご通知します。</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、短期社債等及び一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>3 当社が届出のあった名称、住所に宛てて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（<u>金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。）</u>の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、<u>お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告内容に関する照会</u>に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第 12 条 (届出事項の変更手続)</p> <p>1 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続を完了した後でなければ短期社債等及び一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p>第 12 条 (届出事項の変更手続き)</p> <p>1 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続を完了した後でなければ短期社債等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p>
<p>第 13 条 (口座管理手数料)</p> <p>1 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがございます。</p> <p>2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払がないときは、短期社債</p>	<p>第 13 条 (口座管理手数料)</p> <p>1 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがございます。</p> <p>2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払がないときは、一般債の</p>

<p>等及び一般債の償還金又は利金の支払のご請求には応じないことがあります。</p>	<p>償還金又は利金の支払のご請求には応じないことがあります。</p>
<p>第14条（当社の連帯保証義務）</p> <p>機構又は株式会社三菱UFJ銀行が振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証致します。</p> <p>① 短期社債等及び一般債の振替手続を行った際、機構又は株式会社三菱UFJ銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた短期社債等及び一般債の超過分（短期社債等及び一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払をする義務</p> <p>② その他、機構又は株式会社三菱UFJ銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>第14条（当社の連帯保証義務）</p> <p>機構又は株式会社三菱UFJ銀行が振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 短期社債等及び一般債の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、<u>社振法に定める償却義務</u>を履行しなかったことにより生じた短期社債等及び一般債の超過分（短期社債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の<u>元金</u>の支払いをする義務</p> <p>② その他、機構において、<u>社振法に定める消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>
<p>第15条（解約等）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等及び一般債を他の口座管理機関等へお振替ください。</p> <p>①（現行通り）</p> <p>② <u>お客様が手数料を支払わない場合</u></p> <p>③ <u>お客様がこの約款に違反した場合</u></p> <p>④ <u>口座残高がない場合</u></p> <p>⑤ <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>⑥ <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>⑦ <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合</u></p> <p>⑧ <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</u>（総合取引約款を解約する場合を含みます。）</p> <p>3 前項による短期社債等及び一般債の振替手続が遅延したときは、<u>遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。</u></p> <p>4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。</p>	<p>第15条（解約等）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等及び一般債を他の口座管理機関等へお振替ください。</p> <p>①（省略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>② <u>お客様等がこの約款に違反したとき</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>③ <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>④ <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑤ <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p>⑥ <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u>（総合取引約款を解約する場合を含む。）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>
<p>第16条（解約時の取扱い）</p> <p>前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等、一般債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行います。</p>	<p><u>（追加）</u></p>
<p>第17条（緊急措置）</p> <p>法令の定めるところにより短期社債等及び一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	<p><u>（追加）</u></p>
<p>第18条（免責事項）</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、<u>その責を負いません。</u></p> <p>①（現行通り）</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて短期社債等及び一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損</p>	<p>第16条（免責事項）</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、<u>その責めを負いません。</u></p> <p>①（省略）</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて短期社債等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>

<p>害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、<u>短期社債等及び一般債</u>の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>短期社債等及び一般債</u>の振替又は抹消に直ちに应じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により<u>短期社債等及び一般債</u>の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による<u>償還金等</u>の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第 17 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>③ 依頼書に使用された印影が届出の印影と相違するため、<u>短期社債等</u>の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>短期社債等</u>の振替又は抹消に直ちに应じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により<u>短期社債等</u>の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による<u>償還金</u>の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(追加)</p>
<p>第 19 条 (お客様情報等の取扱い)</p>	<p>第 17 条 (お客様情報等の取扱い)</p>
<p>第 20 条 (この約款の変更)</p>	<p>第 18 条 (この約款の変更)</p>